

賃金体系実務セミナー

新たな組織活力を生み出すための賃金制度の設計と運用のポイントをわかりやすく解説!!

パートタイム・有期雇用労働法が中小企業にも2021年4月1日より施行
正社員と非正規社員との間で不合理な待遇差が禁止されます。

とき

2020年12月2日(水)～3日(木) 09:30～16:30

ところ

沖縄産業支援センター3階 那覇市字小禄1831-1

対象

総務・人事・労務部門等の管理者、担当者。労組賃金担当者

講師

一般社団法人沖縄県生産性本部
専務理事 岸本 恵 春

開催のご案内

いよいよ2021年4月1日より中小企業にも「同一労働同一賃金ガイドライン」の適用がスタートします。これにより、いわゆる正規社員と非正規社員との間で不合理な待遇差の解消が必要となり、難しい対応が求められることとなります。本セミナーではパートタイム有期雇用労働法のポイントと「同一労働同一賃金」が必要とされる背景・基本事項をおさえ、従業員に対する不合理な待遇差を解消するための賃金及び賃金管理の基礎知識、人事制度を変更構築する際の留意点、そして、それぞれの企業がおかれた状況に対応した賃金体系、賃金表の作成まで実務の手順と方法を詳細かつ具体的に解説します。つきましては、人事・賃金担当部門の管理者、担当者、労組役員の積極的なご参加をお待ちいたしています。

セミナー内容

I 同一労働同一賃金

- 働き方改革における同一労働同一賃金の位置づけ
 - 働き方改革と「同一労働同一賃金」
 - 正規・非正規の格差禁止にかかる法規制
- 裁判所は同一労働同一賃金をどう判断しているか
 - 注目を集めた2つの最高裁判決
 - どこが「合理的」でどこが「不合理」とされたのか
- 同一労働同一賃金ガイドラインの内容
 - ガイドラインの基本的な考え方
 - 基本給について
 - 諸手当について
- ガイドラインを踏まえた賃金制度設計の留意点
 - 「人事3点セット」の整備
 - 制度設計のフロー

II 賃金制度設計

- 人事賃金制度の基本知識
 - 賃金の決定基準
 - 能力主義人事の要件と仕組み

2. 賃金体系のあり方

- (1) 自社の賃金分析と診断
- (2) 基本給の組み立て
- (3) 諸手当の考え方と見直し

3. 職能資格制度の設計と運用のしかた

- (1) 職能資格制度とは
- (2) 職能資格制度のフレーム

4. 賃金表作成の具体的手順と留意点

- (1) 基本給ピッチの計算と構成割合の決定
- (2) 年齢給表のつくり方
- (3) サラリースケールの計算
- (4) 賃金表(職能給表)の種類と運用
- (5) シミュレーション
- (6) 各人の格付けと移行処理のすすめ方

演習【自社賃金表の作成】

5. 賃金表の運用と改定

- (1) 中途採用者の賃金決定
- (2) 定昇とベアの違い
- (3) 定昇の位置づけ

FAX番号

098-857-0142

○下記に必要事項をご記入の上、FAX、郵送、またはWEBにてお申込みください。

お申込みセミナー名：「賃金体系実務セミナー」

開催日時：2020年12月2日(水)～3日(木) 09:30～16:30

参加料：一名につき(資料代・消費税込)：生産性本部 会員 ¥23,100円
未会員 ¥26,400円

お申込み要領：○申込書到着後、請求書をお送りします。銀行振込みにて開催日前日までにご納入ください。
(振込手数料は振込人にてご負担願います。)

○お申し込み後、ご参加の方に万一お差支えの時は代理の方のご参加をお願いします。
ご納入いただきました参加費は原則としてお返し致しかねます。**申込締切日11月20日(金)**

○開催日前日・当日のキャンセルはキャンセル料が発生いたします。

○携帯品：自社の賃金表(賃金テーブル)無い場合は名前を伏した賃金台帳、電卓

氏名	役職名
参加者名：氏名	役職名
氏名	役職名

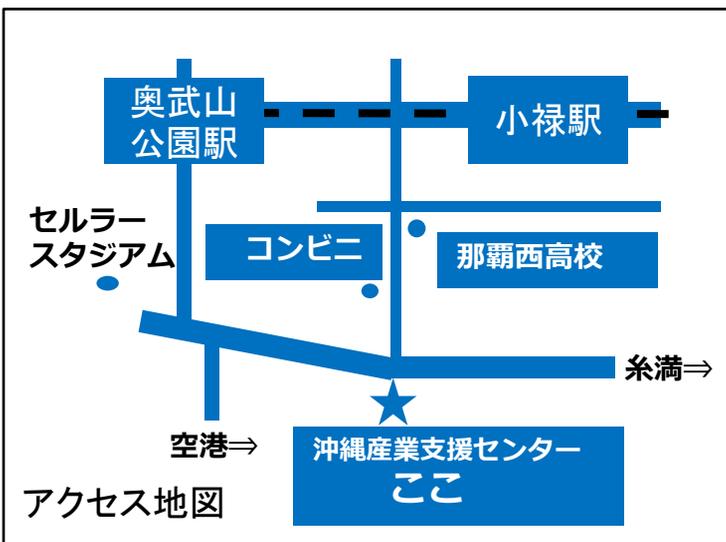
貴社名：	担当者、部署名：
------	----------

TEL番号：	FAX番号：	e-mail
--------	--------	--------

会社住所： 〒

セミナー会場案内

沖縄産業支援センター3階研修室
那覇市字小禄1831-1



お問い合わせ先

一般社団法人沖縄県生産性本部
〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター4階
TEL:098-857-0141 FAX:098-857-0142

【個人情報の取扱いについて】

- 『賃金体系実務セミナー』の事業実施に関して必要な範囲で参加者名簿等の資料を作成し、当日講師等の関係者に限り配布させていただきます。但し、法令に基づく場合などを除き、個人情報を第三者に開示、提供することはありません。
- 案内状や参加証、テキストの送付などを外部に委託することがありますが、委託先にはご本人、ご連絡担当者へのサービス提供に必要な個人情報だけを開示し、サービス提供以外に使用させることはありません。
- ご本人からの求めにより、開示対象個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止に応じます。
- この件については、沖縄県生産性本部事務局(連絡先Tel.098-857-0141)までお問合せください。
- お申込書に個人情報を記入するか否かの判断はご本人次第ですが、必要な個人情報が不足していた場合は、当本部からのサービスの全部、または一部が受けられないことがあることをご了承願います。
- 本案内記載事項の無断転載をお断りします。